

令和 6 年度 第 2 回稲敷市入札監視委員会 審議概要

開催日時	令和 7 年 1 月 23 日（木）午後 2 時 00 分から
開催場所	稲敷市役所 4 階 委員会室 1
委 員	委員長 祐川 直己 氏（弁護士） 鴻田 利雄 氏（元地方公務員） 中村 道子 氏（公認会計士・税理士） 木内 卓 氏（司法書士）
審議対象期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 6 年 9 月 30 日
審議案件	6 件
一般競争	2 件
指名競争	2 件
随意契約	2 件
委員からの 意見・質問、 それに対する 回答等	別紙のとおり

別紙

事案 1：令和 6 年度 稲敷市あずま生涯学習センター空調設備改修工事

【抽出理由】一般競争入札の中で落札率が 98.60%と著しく高いため。

主 管 課	あずま生涯学習センター
発 注 方 法	事後審査型一般競争入札
入 札 日	令和 6 年 5 月 9 日
入札参加者数	3 者
予 定 価 格	149,270,000 円（税込）
最低制限価格	136,939,000 円（税込）
落 札 金 額	147,180,000 円（税込）
落 札 率	98.60%

質問・意見	回答
P39 の入札公告に「最低制限価格は設定している（ランダム係数方式により最低制限価格を算出）」と記載がありますが、いつ頃、どのようにして最低制限価格を設定されるのですか。 ランダム係数はいつから導入したのですか。 ランダム係数方式は令和 4 年から行っているとの説明でしたが、今までに最低制限価格より入札金額が下回り、失格になった業者はいますか。 令和 6 年 7 月からは、すべての工事に	入札日の当日、開札時にくじ引きを行います。100 通りのランダム係数の中から、縦軸 A～J、横軸 1～10 までの中でくじ引きを行います。今回の案件で言いますと、くじ引きを行った結果、縦軸が C、横軸が 3 となり、C-3 に該当するランダム係数「0.9972」という形で、本工事において決定しております。 本市では、令和 4 年度 8 月 1 日から更なる入札・契約の公正性を確保する為、ランダム係数を土木一式工事において、試行的に導入しております。また、令和 6 年 7 月からは「最低制限価格決定に係る取扱要領」を改正し、全ての一般競争入札案件を対象としております。 はい。 当市の方では、パブリックコメントは

対して、ランダム係数を使用して最低制限価格を決定するというような形で最低制限価格に係る取扱要領の改正を行ったとのことでしたが、このような制度は業者からすると、生死を分ける制度だと思います。茨城県でも時々行われているパブリックコメント等は当市において、業者向けに行っていないのですか。

ランダム係数は 100 通りあると話がありましたが、一番低い数値、高い数値はどのくらいなのですか。

この制度によって、品質は確保できると思いますが、やはり予定価格が事前に公表されるということが、落札率が高止まりになる原因だと思います。

P1 に入札参加資格者数が 23 社、これに対して、参加資格の確認申請を行ったのが 4 社、最終的に入札に参加したのが 3 社ということなのですが、同じような工事の時に、入札参加資格の確認申請を行う業者数というのは大体この程度なのですか。

行っていないです。

現在、茨城県では、土木部で発注する 250 万以上から 1 億 5000 万円未満の全ての工事に対してランダム係数を行っておりまして、近隣の市町村でもランダム係数を導入しているのが、つくば市、土浦市等となっております。その他の市町村でもランダム係数の導入は多くなっています。予定価格は事前に公表しておりますが、最低制限価格については、事前公表しておりません。開札当日に最低制限価格が変動しますので、最低制限価格を知り得る人がいなくなり、職員の精神的負担軽減等の経緯で導入した形になります。

一番低い数値が 0.9950 となり、高い数値は 1.0049 になります。刻みで言いますと 0.0001 ずつ増えていく形になっています。

今回の工事の参加資格要件は、建築工事業になります。これまでも土木一式工事に比べて、参加者数は少なくなる傾向にあります。通常、一般競争入札は、15 社以上が参加できるような資格要件で検討しております。また、これまで本市で発注してきた、同規模の工事の資格要件等も勘案して設定しております。おっしゃられた通り、3 社のみ入札参加となりましたが、3 社において適正な価格競争が行われたのではないかなと考えております。

議論が先になってしまいますが、この後審議する事案 2 番の沼里小学校空調設備等改修工事が小学校の空調設備改修工事ということで、比較的種類としては、近いと考えております。同じように入札参加資格者数 23 社に対して、参加資格確認申請者数 8 社と、本審議事案と比べて倍となっています。参加資格確認の申請が行われる数が大きく変わるような、この事案における違い等のお心あたりはありますか。

同様な入札案件を 1 件落札した場合、他の入札案件には、入札参加できないという制度があるのですか。

P5 の市が予定価格を積算した際の内訳書と P44 の落札業者が入札時に提出した内訳書を比較すると、直接工事費が、市が積算した金額より落札者からの内訳書の金額の方が高くなっています。近年、全

今回の工事の他に、次の審議案件の沼里小学校空調設備等改修工事、江戸崎中学校の大規模改修工事が内容的に同じ空調設備の工事となります。沼里小学校空調設備等改修工事の実際の参加資格者数は 5 社、江戸崎中学校大規模改修工事については、4 社という結果となりました。このような参加資格業者数と比べて少ないということは、考えられる理由として金銭的、人的、技術的な理由の他に、発注時期等が挙げられると思われます。発注時期に関しましては、様々な工事の発注時期が重なることがございますので、本市では、手持ち工事制度もあるので、業者はそこから選択した結果だったということもあると思います。過去の同様の工事においても、ほとんどが同様の参加者数だったと記憶しております。

入札日が同日の場合には、取りおり制度がありまして、先行して開札された工事の落札者は、同日に実施されるその後の同種工事の入札に参加できないといった縛り等を、入札公告に謳う制度があります。

加えて、建築工事の場合は手持ち工事数による入札参加制限がございまして、手持ち工事を 2 つ以上受注している業者に関しては、入札に参加できないという形になります。

今回の案件は、入札日時が 5 月 9 日となっておりますが、設計等の作業は、3 月頃に行っております。設計金額の単価については、令和 6 年度の新単価を採用して、設計していると思います。

一般的に物価高騰の傾向がある中で、時点的にいつ頃設計しているのですか。設計金額を出した時点と入札する時点での間に時間的に差異があり、価格高騰を反映できない部分があるのでしょうか。

令和 6 年度の単価というのは、特別に見積もりを行ったものなのですか。それとも、何かに記載されている建設工事単価を使用したのですか。

県からの情報というのは、県に蓄積されたデータを使用するということですか。

説明を受けて、データ上はタイムリー

加えて、落札業者が入札時に提出した内訳書について、設計で積算した共通費等の経費に比べて、価格の面で業者が努力しているところが見受けられます。特に現場管理費に関しては、現場作業員の給料や交通費、工事に対してかける保険料の他、現場の事務所等の事務用品となります。今回の工事場所のあずま生涯学習センターの改修工事は、既存の建築物が対象になっており、日中は通常、市の職員がいて管理等をしている為、落札者は現場管理費を抑えることが予想できたのではないかと考えております。

また、一般管理費に関しても、業者の経営管理に必要な経費となっております。この部分については、業者の努力によって、低い金額で内訳書の提出がされていると考えております。ただ、やはり、ここ最近の物価高や燃料費高騰の影響を受けて、全体的に金額を下げるのではなく、可能な経費等の部分のみ金額を低く抑える内訳書の形になっていると考えております。

県から建設工事単価の情報が提供されますので、そちらを担当課と情報共有をさせて頂いております。

基本的に積算単価というものがございまして、資材単価等の他、労務単価と呼ばれる人件費の単価が提供される形になります。

設計積算を行ってから、実際に入札日

ではないという印象を受けました。市として、これ以上の対応は難しいということは分かりますが、例えば、物価が右肩上がりになっていると、直近のデータを集める時間差があるように感じます。

令和 6 年度の工事単価は、令和 5 年度に対して何%程上がってる形ですか。

令和 5 年度に働き方改革等で工期が延び、金額が高くなるというようなニュースがよくあったかと思いますが、例えば令和 3 年から 4 年度、或いは令和 4 年から 5 年度の上がり幅よりは大きくなっているのかなと考えていますが、その部分については、どうでしょうか。

工期が令和 6 年 5 月から 11 月と半年程あると、予測できない資材等の物価の高騰があった時に、価格の調整が入る等の契約の形になっているのですか。

先程、取りおり方式入札試行や手持ち工事数により入札者数を制限しているという話があったかと思いますが、工期を見ると、どの工事もおよそ 5 月～7 月の時期に始まっているように感じますが、工期をずらして入札者を増やすということとはできないのですか。

になるまで、通常 1 ヶ月程かかってしまいますが、なるべく、最新の単価での積算を行ってもらおうよう、管財課の方でも説明し、そうでない場合には、担当課に最新の単価に合わせて、設計価格の見直しを依頼する等、努力はしております。

大変申し訳ございませんが、詳細に関する資料が手元にありませんので、具体的な数字はお答えできませんが、確実に単価が上がっているのは、実感しているところです。

所感ですが、その部分の上がり幅は大きくなっているように感じているところです。

契約書の中には、価格に対して、物価や燃料費などが 10%変わった場合等に、契約変更を請求できるということ等について謳っております。

入札時期の平準化というのは、国からも伝えられていまして、こちらとしても努力しているところでございます。現在、発注時期について、年度当初に、第 1 四半期から第 4 四半期までの 3 ヶ月単位で発注予定の工事を公表しています。その際に、担当課の中で発注時期の要望というものがありますが、可能な限り、工期が重ならないように担当課と話し合いながら調整し、発注を行っているところでございます。

審議を通しまして、特に問題はなく実施されたと考えております。ただ、最後にお話があったように、入札時期をどのように平準化して、より競争性を高めていくかという部分については、課題があるかと思しますので、その部分についてもご検討いただきながら進めていただければと思います。

事案 2：令和 6 年度稲敷市立沼里小学校空調設備等改修工事

【抽出理由】一般競争入札の中で予定価格が一番高額のため。

主 管 課	学務管理課
発 注 方 法	事後審査型一般競争入札
入 札 日	令和 6 年 4 月 25 日
入札参加者数	5 者
予 定 価 格	199,650,000 円（税込）
最低制限価格	182,952,000 円（税込）
落 札 金 額	192,500,000 円（税込）
落 札 率	96.42%
質問・意見	回答
落札率が 96.42%と非常に高い割合となっていると思いますが、このような高い落札率になった理由として推測できるようなものはありますか。	今回の工事に関して、参加申請者は 8 社でしたが、実際に応札したのが 5 社という形になっております。参加資格要件では 23 社が参加できる想定で要件を設定しておりましたが、このように、入札参加率が低くなった理由としましては、ここ最近の人件費や物価高、燃料費等の高騰等もあり、参加業者にとっては、利益を得る為には高い金額での応札になったのではないかと推測されます。
積算ソフトというものは、建設工事についてもあるのですか。	入札参加資格業者は稲敷市でいうと A ランク、県で言うところ A から S ランクの業者となり、どの業者も積算ソフトを持っており、このような建築工事の積算に関しても長けているのではないかと思います。
先ほどの案件で、建築関係については参加資格の確認申請者数はそれ程多くならないのが通例であるとお話があったかと思いますが、昔からそのような傾向があったのですか。それとも、最近になっ	稲敷市内の建築登録業者数は少ない為、本工事の資格要件の範囲的には、県南の竜ヶ崎工事事務所や潮来土木事務所といった管内に本店がある業者が参加できるよう作成しているのが通常です。金額

て、とみに少なくなってきたということですか。

P126 に再資源に関して記載がありますが、空調設備を取り換えた場合、今回は、分別解体の方法で、(6) その他にオイルタンクのコンクリートスラブが作業有りとなっています。解体工事に要する費用はなしとなっているが、この空調の機械はどのように取り扱われているのですか。

再資源化等に要する費用に記載されている49,000円の金額が異なってくるということですか。

審議の結果、問題なく実施されたものと考えます。ただ、参加資格の確認申請者数が多くないということで、今後、原材料の高騰や労務費の上昇によって、さらに入札参加業者が減少してしまうということも考えられると思います。対象となる入札参加業者をいかに確保し、競争性を保っていくのかということも問題になってくると思いますので、この部分についても心に留めて、進めていただければと

が1億円以上の建築工事に関する参加者数は、それ程多くない参加の者で、入札をこれまで行っていたと記憶しております。

P126 の資料は、担当課が内容の確認を行い、契約書とともに綴じる別表になります。記載されている金額等については、解体工事に要する費用や再資源化に関する費用が記載されていると思われます。

P126 に記載する金額は、P56 の設計金額の内訳書に「4.解体撤去工事」の項目に該当し、設計の段階では230万円程と見込んでいる形となります。詳細の内容については、P59～P60 の「オイルタンクのコンクリートスラブ撤去」となります。P126 には、工事の撤去費用を記載するのではなく、建築リサイクル法に対象となる部分を事業者が計上した金額を記入して頂くこととなります。今回は、コンクリートガラ等が対象になっております。

思います。	
-------	--

事案 3：令和 6 年度稲敷市立江戸崎・新利根地区小・中学校消防用設備点検業務委託 【抽出理由】落札率が 98.96%と高いため。	
主 管 課 学務管理課 発 注 方 法 指名競争入札 入 札 日 令和 6 年 4 月 11 日 指名業者数 6 者 入札参加者数 6 者 予 定 価 格 2,640,000 円（税込） 落 札 金 額 2,612,500 円（税込） 落 札 率 98.96%	
質問・意見	回答
落札率が 98.96%と高くなっていますが、これ程高くなった理由で推測されることはありますか。	この業務に関しましては、毎年入札が行われており、落札率が高い傾向がございます。令和 3、4 年度は 5 社を指名し、98.6～99%、令和 5 年度は 6 社を指名し、97.7%と低くなった結果になっております。ただ、消防設備の点検業務に関しては、人件費が多く占めていることもあり、これまでの結果からも高い金額での応札となる案件だと考えております。
前回の落札はどの業者が落札したのですか。	今回の案件と同じ業者が落札しております。
稲敷市内にある業者の方が、交通費があまりかからないので、安い金額で業務ができるということですか。	おっしゃる通りだと思います。ですが、実際に令和 3 年度から、予定価格が上がっていることはなく、担当課において、前年度に見積りや予算の要求が行われることもあり、入札自体は、高い落札率になっていると思われます。
内訳書を見ますと、人日計算で見積りを行われていますが、落札業者から提出された内訳書には、全ての項目が 1 人日になっています。作業内容はどこの小学	こちらの落札業者から提出された内訳書につきましては、入札前に HP に設計図書等を公表しておりますが、金額や数量が記入されていない金抜きの内訳書を

校も消防法の施行規則に則って行う作業だと思いますので、人日の単価は変わらないと思いますので、是正してもらうように、頼まれたほうがいいかと思います。	公表しています。その為、設計した数量を予想できず、このような形になっていると思われます。ご意見を踏まえまして、是正すべき箇所だと考えますので、契約書を作成する際には、内訳書の数量についても良く確認する対応を検討していきたいと考えています。
入札参加業者は、入札する際に、内訳書を添えて応札する形なのですか。	基本的に委託業務に関しては、仕様書で内訳書の提出を求めている場合以外は、提出は不要という形になります。建設工事の場合は、必ず内訳書の提出は求めています。 落札業者が決定した際に、先程説明しました、HPに掲載している金抜きの内訳書に応札金額に合わせ、内訳を記入して、それを契約書とともに綴じている形になります。
仕様書で内訳書の提出を求めなかった場合、応札時は総額のみ分かる形で、後から提出してもらった際に、総額の内訳が明らかになり、契約書に綴じ込まれるということですか。 特に入札の実施に関しても問題があるとは認められません。ただ、先程、意見があった通り、市民から見た際に、契約の内容等がより分かりやすくなると良いのかと思いますので、その点についてもご留意いただければと思います。	おっしゃる通りです。

事案 4 : 令和 6 年度稲敷市物価高騰対策暮らし応援商品券印刷及び封入封緘業務委託 【抽出理由】落札率が 24.73%と低く、品質が疑われると考えたため。	
主 管 課 産業振興課 発 注 方 法 指名競争入札 入 札 日 令和 6 年 4 月 11 日 指 名 業 者 数 8 者 入札参加者数 6 者 予 定 価 格 8,912,695 円 (税込) 落 札 金 額 2,203,806 円 (税込) 落 札 率 24.73%	
意見	意見
予定価格は事前公表となっていることでしたが、公表する際に、業務内訳も同時に添付しているのですか。 内訳について見積はとっているのですか。 予定価格が 8,912,695 円で、入札参加者の中で最も高い金額で応札している A 者が 7,866,650 円、落札業者は 2,003,460 円。落札率が 24.73%となっておりますが、内訳は正しいのでしょうか。 例年同じような形で行っているのですか。 令和 3 年度に行った際も、見積は 2 社見積で、高い金額の見積を参考にしたということですか。 その時の落札率はどのようになっていますか。	応札時に内訳書は添付されておりません。落札後に内訳書の提出して頂いております。 参考見積として、2 社から見積を頂いております。 2 社見積を行った中で、金額が大きいものを参考にして作成いたしました。 はい。令和 3 年度から全市民へ給付という形で行っております。 おっしゃる通りです。 令和 3 年度の予定価格は 7,260,000 円に対して、落札率額が 2,006,532 円、落札率は 27.64%となっております。令和 4・5 年度は約 32%となっております。

封緘という作業でもこの落札率のみを見ると市民の方も不思議に思ってしまうと思います。

2 社見積を行ったとのことでしたが、2 社の見積金額の差はどのくらいだったのでしょうか。

2 社見積で高い金額の見積を参考にしたのは何故でしょうか。

見積が高い金額を採用すると、その迅速性が確保されるというのはどういう理由なのでしょう。

前年度までの入札の実績等は加味しなかったのでしょうか。
これまでの入札の中でも、かなり低い金額で落札されているという状況を見た時に、高い金額の見積を参考にすることで、迅速性が確保されるという理由が達成されているのかと感じたのですが、その部分については、どのようにお考えですか。

例年、本事業を実施しているということですが、落札業者はどのようになっていますか。

A 社が落札しているのは、本事業が始まって、4 回の入札のうち 3 回落札していることになります。

見積金額が、①社が 8,970,000 円、②社が 5,330,000 円となっております。

商品券の財源が、迅速な支援を目的としている物価高騰対策臨時交付金となっており、市民の方に少しでも早く届ける必要があった為です。

万が一、不調になってしまうと事業が遅れてしまう為、高い金額の見積を参考にさせて頂きました。

入札が不調になる可能性が減るのかと考えました。

前年度までの実績は加味しておりませんでした。

令和 3・4・6 年度が A 社、令和 5 年度は B 社となります。

令和 6 年度に関しましては、地元事業者である C 社と昨年度の受託業者の B 社に見積をお願いした形になります。

2 社見積は、どの事業者へ見積を依頼したのですか。

例年落札額 2,000,000 円程度と低い金額での応札という状況が続いていますが、これ程、安価で行える理由について調査や聞き取り等はしているのですか。

家族経営というのは、どのくらいの人数の規模なのですか。

一般的なイメージとして、家族経営というと、父・母・兄弟程度を想像されると思います。その為、安価で行える理由が、家族経営というのは納得されにくいのではないかと思います。

実際に、市民の方が疑問になった際に、どのように説明するのかということになると思いますので、調べる必要があると思います。

(他の委員より)

これ程、応札金額の差が生じる理由を合理的に説明できる理屈は何なのかという部分になると思います。使用する紙が異なる等の理由ではなく、家族経営という理由で埋まる差なのかということになるかと思います。

例えば、デザインを前年度と同じものに多少の変更を加える程度で行う為、安価で行えるといった理由であれば、納得はいくかと思います。

(他の委員より)

品質等は定められていますので、金

令和 5 年度については、同じ理由で、C 社と A 社になります。

今年度の落札業者については、家族経営であるため、封入封緘にかかる人件費等が、安い金額に抑えられたのかと考えております。

大変申し訳ございませんが、人数の把握まではしておりません。

額に差が生じてくるところは、偽造防止策の部分ではないでしょうか。各業者の偽造防止策の認識によっては、金額に差が生じてくる可能性もあると思います。そうなると、実際に求めている偽造防止策が保証されているのかという観点になってくると思います。

加えて、A 社の低い金額で偽造防止策が足りている場合、C 社に金額が高くなってしまう理由を聞けることが可能であれば、調査して仕様に加えることで、他の参加業者にも偽造防止策の求められるレベルが分かるのかと思います。

市民 1 人当たり 3,000 円配布というのですが、この事業は条例等に定められているのですか。

条例には、定められておりません。

委員からご意見があった、予算や予定価格の 2 社見積の件ですが、2 年前の入札監視委員会で、同様の案件が審議され、その際には「落札率が低く、不安等を和らげる仕様書の作成を検討してほしい」とのご意見を頂いております。管財課としても、見積を徴収する場合は、可能な限り 3 社から徴収し、価格のばらつきがあった際には、再度見積りを徴収する等、予定価格の設定の仕方について、担当課で検討を行うよう指導するとともに、適正な予定価格となるよう進めてまいりたいと考えております。

契約内容に関しては、全く問題はないのですが、ただ、市民の方が金額等の数字を見た際の印象や不安というのは、中々払拭できない形になっていると思いま

す。このような疑問に率直に答えられるのかというと、先程の質疑を行っても、腑に落ちる印象はなく、そういった場合、どのような仕様を作成していくべきなのかという仕組みを検討して頂く必要があるのかと感じております。

事案 5：令和 6 年度稲敷市子育て支援住宅整備事業アドバイザー業務委託 【抽出理由】 随意契約の中で落札率が 70.00%と低いため。	
主 管 課 発 注 方 法 見 積 執 行 日 見積り合わせ参加者数 予 定 価 格 落 札 金 額 落 札 率	まちづくり推進課 随意契約 令和 6 年 4 月 16 日 1 者 5,500,000 円（税込） 3,850,000 円（税込） 70.00%
質問・意見	回答
今回の事業が議会によって、白紙になっているとのことですが、なぜでしょうか。 予定価格を 5,500,000 円に設定しており、落札金額は 3,850,000 円になっていますが、その金額で履行できるのでしょうか。 本案件については、白紙になってしまったとのことで、他に質疑等がないようですので、審議に関しては終了となります。	人口減少に伴う学校の配置の見直しや、子育て支援住宅を集合住宅で予定していましたが、戸建てにすべきでは等の様々な意見が議会からありました。結果的に、議決により修正案が提出され、白紙となっております。 最初に見積を頂き、予算措置を行って予定価格を設定しましたが、契約の際に再度見積を頂いたところ、3,850,000 円で行って頂けることになりました。

事案 6：令和 6～8 年度稲敷市外国語指導助手派遣業務（長期継続契約） 【抽出理由】 予定価格が一番高額の為と、同時に最近の外国語指導助手の状況を伺いたい為。	
主 管 課 指導室 発 注 方 法 随意契約（指名型プロポーザル方式） 見 積 執 行 日 令和 6 年 2 月 22 日 指 名 業 者 数 6 者 企画提案参加者数 4 者 予 定 価 格 176,507,100 円（税込） 落 札 金 額 174,636,000 円（税込） 落 札 率 98.94%	
質問・意見	回答
本事業を行うにあたり、フォローアップは落札業者が行っていくのでしょうか。 今回の事業は他市町村も行っていると思いますが、他市町村も同様に随意契約で行っているのですか。 3 年間同じ業者で行う理由を教えてください。	受託業者が行います。月に 1 度は受託業者が主となり、外国語指導助手の 1 カ月の振り返りや実践の紹介等のミーティングを行い、次回の活動に繋げていく形になります。 また、受託業者が実際に指導助手を派遣している学校に訪問し、指導助手がどのような授業を行っているのかを評価しております。 県内の約 8 割以上が公募型プロポーザル方式で行っております。残り 2 割程度は指名型競争入札で行っております。加えて、当市では、平成 19 年から 3 年を目安に随意契約（長期継続契約）で行っている形になります。 1 年単位でも可能ですが、子ども達の教育的効果を考えた際に、毎年教師が変化することより、3 年間同じ教師である方が、子ども達にとって大切かと思っておりますので、可能な限り長い期間である最大 3 年間でやってもらっております。

現場の声や契約相手方からの意見など取り込んで、契約内容や評価に組み込んでいっているところはあるのでしょうか。

プロポーザル方式で評価にする際に、母国語での教員免許等も評価の対象とのことでしたが、配点が10点になっております。どのような評点になっているのでしょうか。

母国語の教員免許を取得してなく、教育に関する専門的な運用力を母国で身につけていない状態で、日本での教育に携わるというのは、教わる側からすれば、不安に思うと思います。その部分に関しては、気を付けていかないと思います。

TEFL 及び TESL とはどのような資格なのでしょうか。

この2つの資格は、国際資格なのでしょうか。

例えば、中学校で授業を行っていく際に、母国語での教員免許は中学校資格がないといけないのかと感じるのですが、その部分に関しては、どのように考えて

昨年度の例になってしまいますが、ALT の先生の中でも、外国からこちらに初めてくるような方もいるということで、日本の生活になれず、出勤時間が遅れがち等の学校側の困っていることに関して、派遣の受託者に伝え、実際に代わりの方に変更するといったように、現場からの意見を契約業者に伝え、改善に努めて参りました。現場からの意見を吸い上げ、子どもたちに還元していくことは現在も続けているところでもあります。

評価基準として、資格等の所有で母国での教員免許、TEFL 及び TESL のいずれかを取得済みというのを採点の中に組み込みました。

英語を母国語としない人たちを対象に教える英語教授法の資格となっております。

国際資格の一つとなっております。

中学校で言えば、英語教諭がおりまして、テキストの読み上げなどのネイティブな発音はALT の教師に、学習指導要領の中で身に付けなければならない内容は

いますか。 プロポーザルにあたり、各者から参考見積書の提出を受けていると思いますが、仕様書で提示する業務規模等が、かけ離れていないかを確認するために用いるために使用しており、金額については評価対象にはならないとの理解でよろしいでしょうか。 評価個別票集計表を見ますと、A 社と B 社の平均点が 7●.●●点と 7●.●●点と非常に近い形になっています。その中で、参考見積額に 1 年あたり 12,600,000 円の差が生じています。ご説明があったように、金額の多寡だけで入札するにはそぐわない案件だとは思いますが、金額を全く考慮しなくてもいいのかという疑問を感じました。 プロポーザルを行うにあたり、各委員の主観的な部分などで、ある程度点数のブレが出てくると思います。例えば、第 1 順位と第 2 順位の点差が、3 点以内の場合には参考見積の金額にも一定程度考慮をした上で決定するなど、金額的なところを一定程度考慮するような仕組みづくりというのは検討があってもいいのかなというふうに感じました。 当初あまり知見が蓄積されていない中では、プロポーザルで行っていくという	日本の英語教諭が指導していく等の分担を行っております。 また、低学年になるにつれ、英語を使った遊び等も含めて、英語に慣れ親しむということを支援しながら行っております。 はい。今回評価の基準の中に、金額については触れていなかった為、今後はこのような部分も踏まえ、金額についても協議させていただきます。 市のプロポーザルガイドラインがあり、平成 28 年度策定とプロポーザル方式があまり多くない時期に作成されたガイドラインとなります。 その中で、価格に対しての評価に関しましては、ガイドラインにないため、今後見直しても検討していく必要はあると考えております。
--	--

のは非常に合理性があったかと思うのですが、長年継続することによって、市の中にもノウハウが蓄積され、大体の流れが分かってくると、説明が合ったように、仕様を工夫することによって競争入札という枠組みが取れないか等、別途の方法を検討してもいいような時期に差し掛かっているかもしれないと感じております。このような部分をご留意頂いて、進めて頂ければと思います。	
---	--